

「被災地『絆』ボランティア活動支援事業」  
ボランティアバス助成事業 実施要項

1 趣旨

東日本大震災・熊本地震災害の被災地では、ボランティアによる被災者の目線で息の長い支援、励ましが不可欠である。

このような励まし・交流の取組は、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県民と災害を受けた被災者が絆を深め、助け合いの文化をつないでいくことを通じ、今後起こるであろう災害への備えとしての被災者支援活動を育み継続していくために必要であり、ひいては、県民の災害ボランティア活動の高まりにも資するものであることから、被災地でのボランティア活動に要する経費の一部を助成する。

2 助成対象

(1) 対象団体

兵庫県内の地縁団体、市町社会福祉協議会等の公共的団体及び兵庫県内を活動エリアとするNPO、ボランティアグループ、県内の高校・大学のサークル等の各種団体

(2) 対象となる活動

東日本大震災の被災地（宮城県、岩手県及び福島県）内及び熊本地震災害の被災地内の仮設住宅及び災害公営住宅や小・中・高校・大学、幼稚園、保育園、その他公共的施設において行われる被災者を励まし交流するボランティア活動

（例：傾聴、餅つき、人形劇、足湯、炊き出し、清掃、交流イベント等）

※ 被災地の視察、見学及び物資や義援金の運搬を主たる目的とする活動は対象外とする。

(3) 対象要件

ア 被災地の受け入れ側の合意を得ていること。

イ 営利を目的としていないこと。

ウ 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。

エ 参加者が10名以上であること。

3 事業実施期間

2019（平成31）年4月1日～2020年3月31日

4 助成対象経費

バス借上料等（バス借上料及び運転手経費、燃料代、有料道路通行料、駐車場代、消費税等の付随する経費）

※ 活動機材等の運搬のみと認められるバス車両は、助成対象から除く。

※ バスの規模は問わない。レンタカー及び乗用車等の車両は対象外とする。

5 助成額

(1) 東日本大震災被災地

1日1台あたり8万円（定額）。上限額1台あたり32万円

(2) 熊本地震災害被災地

1日1台あたり6万円（定額）。上限額1台あたり24万円

※ ただし、申請団体の自己負担額が定額を下回る場合は自己負担額の範囲内とする（千

円未満の端数切り捨て)。

## 6 募集と採択

ひょうごボランティアプラザ(以下「プラザ」という。)が募集を行い、申請があった団体につき先着順に申請内容の審査を行った上で、適当と認められるものに助成する。

※ 募集枠に達した場合、事業実施期間中であっても助成できないことがある。

※ 当該事業の助成対象となる費用で、他の機関・団体等から助成を受ける場合は、当該事業の対象とならない。

※ 1団体からの申請は、1期、2期それぞれの期間中に2回までを上限とする。

## 7 募集期間及び助成予定台数

(1) 1期(4月～8月実施分) 2019(平成31)年4月1日～2019年7月31日(10台程度)

(2) 2期(9月～3月実施分) 2019年8月1日～2020年1月31日(10台程度)

## 8 実施手続

### (1) 実施申請書の提出

助成希望団体は、「被災地『絆』ボランティア活動支援事業 ボランティアバス助成事業」実施申請書(様式1)及び団体概要が分かる書類(規約、名簿、パンフレット等)、見積書の写しをプラザに提出する。

※ 参加者負担金等が発生する場合は、収支予算書(様式任意)を提出すること。

### (2) 決定通知

プラザは、前項により提出された書類を審査し、実施の可否及び助成予定金額を決定し、(様式2)により助成希望団体に通知する。

### (3) 実施報告書の提出

助成団体は、事業終了後2週間以内に「被災地『絆』ボランティア活動支援事業 ボランティアバス助成事業」実施報告書(様式3)及び活動内容が分かる書類(活動写真、集合写真、参加者名簿、チラシ・案内の印刷物等)をプラザに提出する。

※ 参加者負担金等が発生した場合は、収支決算書(様式任意)を提出すること。

### (4) 請求及び支払い

助成団体は、実施報告書と同時に、対象事業経費にかかる領収書の写し等を添付した助成金請求書(様式4)を提出する。

プラザは、(3)をもとに事業の実施を確認後、申出の銀行口座等に助成金を支払う。

### (5) その他

事業の執行について、その執行が適正でないと認められた場合、又は事業が変更・中止となった場合は、助成の決定を取り消し、支払った助成金の返還を求めることができる。

## 9 助成事業の公表等

助成事業の実績は、プラザのホームページ等で公表する。

## 10 その他

(1) この要項の実施に関し必要な事項は、プラザが兵庫県企画県民部県民生活局県民生活課と協議して定める。

(2) この要項は、2019(平成31)年4月1日から施行する。